

事務連絡
令和4年4月28日

各都道府県
林道施設災害担当課長 殿

林野庁森林整備部
整備課 課長補佐（災害対策班担当）

机上査定の効率的な実施について

机上査定の限度額については、「林道災害復旧事業費及び林道災害関連事業費査定要領」（昭和40年10月5日林野道第639号林野庁長官通知）を一部改正し、300万円未満から500万円未満に引き上げたところです。今後は5年程度を目安に限度額見直しの必要性について検討するとともに、机上査定におけるデジタル技術の活用などの実態に応じて、申請額以外の適用条件についても必要な検討を行うこととしています。

また、これまでのリモートによる机上査定の実施については、「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた災害査定について」（令和2年10月6日付け林野庁森林整備部整備課災害対策担当課長補佐事務連絡）により、新型コロナウイルス感染症対策が実施されている間の措置としてリモートによる机上査定を実施してきましたが、今後の机上査定については、別添「机上査定の方式について」により実施することとします。

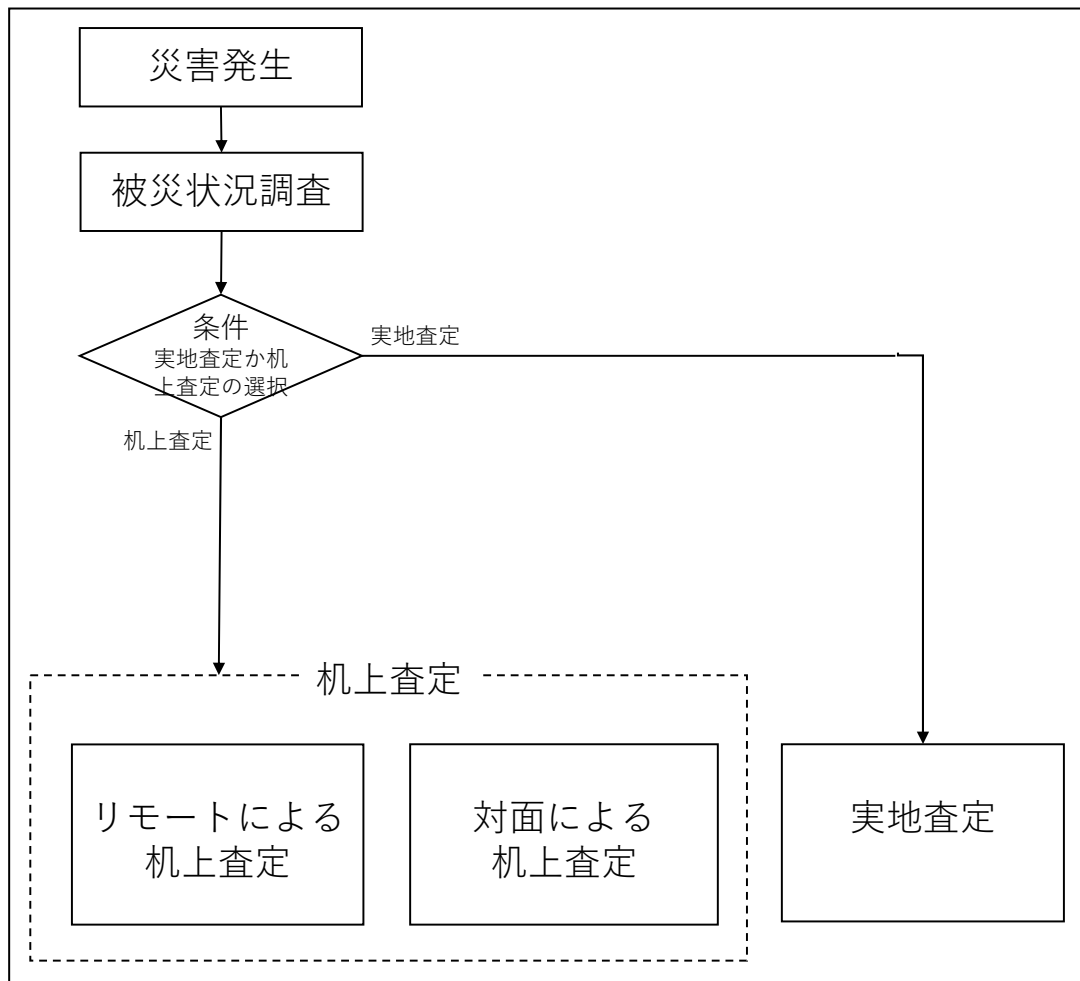
引き続き、リモートやドローン画像、三次元データ等のデジタル技術を積極的に活用し、災害復旧の更なる迅速化、効率化に協力をお願いします。

なお、このことについて、貴管下市町村に対しましても、ご周知頂きますようお願いいたします。

机上査定の方式について

【査定方式】

○査定方式は実地査定、机上査定の方式があり、机上査定には対面又はリモートによる方法がある。机上査定における対面又はリモートの選択は、以下によるものとする。



机上査定の選択条件

林道災害復旧事業費及び林道災害関連事業費査定要領により、以下の条件のいずれかの場合は机上査定を選択できる。

- 申請額が机上査定の限度額未満の場合（通常時は 500 万円未満、大規模災害査定方針が適用される場合は別途通知される額）
- やむを得ない理由により実地査定が困難である場合（遠隔地で移動に時間を要する場合、感染症による行動制限等により関係者の集合が困難となった場合）

<机上査定の方式について>

上記の条件を満たしたうえで、査定官、立会官、申請者及び都道府県責任者など関係者が、Web 会議方式を行える通信環境（音声及び画像の共有）を保持しているか確認し、リモートによる机上査定が可能な場合には、リモートによる机上査定を選択することができる。

【リモートによる机上査定の体制等】

- ・ リモートによる机上査定を実施する場合は、査定官－立会官－申請者（事業実施主体）及び都道府県責任者が4箇所に分かれて実施することも、「査定官」－「立会官＋都道府県責任者」－「申請者」、「査定官」－「立会官＋申請者＋都道府県責任者」等に分かれて実施することも可能とする。

箇所数については、各地域の人員体制や通信設備、その他の状況に応じて、効率的な査定ができるよう適宜設定すること。

- ・ 申請者の担当事務所が複数となる場合においては、検算体制を確保した上、できるだけ効率よく実施できるように努めること。
- ・ リモートによる机上査定の方法について、執務室等遠隔地からWeb会議方式（メールや電話の方式を除く）で対応することを基本とし、詳細は別紙「リモートによる机上査定の実施方法」のとおりとする。

リモートによる机上査定の実施方法

1 実施体制

査定官（林野庁）－立会官（財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）
－都道府県責任者－申請者の各執務室において、Web会議システム、メール及び電話が使用できる環境において実施する。

2 申請書類

申請者は、査定官、立会官に対して都道府県責任者を經由して事前に申請書類を送付する。

3 申請内容説明

冒頭の被災原因等の説明は書面にまとめ申請書類と併せて送付する。（査定官と立会官への説明が変わらないように）

4 査定方法

通常の机上査定と同様とする。写真の充実を図るとともに、デジタル技術活用の観点からドローン画像や三次元データ、動画等を追加することが望ましい。なお、申請箇所からのリアルタイムの映像を活用することも可能とする。

5 申請内容確認

査定官、立会官、申請者及び都道府県責任者は、Web会議方式やその他情報通信技術等を用いて質問や回答等を伝達する。

6 指示事項

Web会議方式により指示内容の調整・共有を図った後、査定官は査定指示表に指示事項を記入し、四者で合意したのち、PDF化した査定指示表を四者で共有する。

7 検算修正

申請者は、査定指示表に従い申請書類を修正及び検算後、都道府県責任者を經由して、査定官及び立会官にメールで資料を送付し、検算結果を報告する。

Web会議方式により、査定官及び立会官は内容の確認を行い四者合意する。

8 査定決定（朱入れ）

リモートによる机上査定においては、四者合意の証として従来の朱入れに代えて、以下の方法により行うことを基本とする。

ただし、これにより難しい場合等には、林野庁整備課と事前に協議する。

<査定決定までの流れ>

- ① 査定官は、工種・数量、査定額、補助対象額等について、Web会議方式により立会官、申請者及び都道府県責任者に確認し、四者合意を行う。
- ② ①の合意を受け、査定官は査定表に決定した内容と査定官、立会官、都道府県責任者の官職及び指名を記入する。なお、立会官の氏名は代筆であることを明らかにするため、氏名の後に（査定官代筆）を記入する。
- ③ 査定官は、②の査定表をPDF化し立会官、申請者及び都道府県責任者にメールで送付し、口頭で『○○林道○号箇所、●，●●●千円』と読み上げて相互に確認し決定する。

<査定決定後の書類確認>

都道府県責任者は、すべての査定が終了した最終日に、当該査定結果を箇所別査定表にまとめ、三者（査定官、立会官、都道府県責任者）で確認を行うものとする。確認後、都道府県責任者は、『査定名称（○○県第●次査定）』をメールの本文に記載し、最終の査定表を添付し関係者全員にメール送付する。

9. 相談窓口

問題が発生した場合などにおける相談窓口は、林野庁整備課災害対策班とする。

10. その他

検算等に時間を要する場合、再開時間を設定し査定官と立会官に連絡する。

査定官、立会官、申請者及び都道府県責任者は、使用する情報通信機器（パソコン）などの電子機器やソフトウェアについて、セキュリティ対策されたものを使用するものとし、事前に通信環境や動作などを確認したうえで実施すること。